

令和3年度 介護保険料の改定のお知らせ

令和3年度の介護保険料は、基準額54,000円（年額）を**66,000円（年額）**に改定します。

各段階の保険料は下記の表のとおりです。なお、介護保険料の普通徴収（納付書での支払い）は令和3年7月から令和4年2月までの8期となります。

段階	区 分	金額・年額	割合
1	福祉年金受給者かつ住民税非課税者・生活保護	19,800円 (16,200円)	0.3
	非課税世帯：本人所得＋収入80万円以下		
2	非課税世帯：本人所得＋収入80万円超～120万円以下	33,000円 (27,000円)	0.5
3	非課税世帯：本人所得＋収入120万円超	46,200円 (37,800円)	0.7
4	課税世帯：本人非課税 所得＋収入80万円以下	59,400円 (48,600円)	0.9
5	課税世帯：本人非課税 所得＋収入80万円超（基準額）	66,000円 (54,000円)	1.0
6	本人課税：所得120万円未満	79,200円 (64,800円)	1.2
7	本人課税：所得120万円以上210万円未満	85,800円 (70,200円)	1.3
8	本人課税：所得210万円以上320万円未満	99,000円 (81,000円)	1.5
9	本人課税：所得320万円以上	112,200円 (91,800円)	1.7

※（ ）は令和2年度の金額

▶ 問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 1603

全国健康保険協会（協会けんぽ） 千葉支部からのお知らせ

▶ 令和3年度保険料率について

令和3年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率については、本年3月分（4月納付分）より現状の9.75%から9.79%に引き上げることになりました。並びに、介護保険料率（全国一律）については、現状の1.79%から1.80%に引き上げとなります。

▶ 問合せ 協会けんぽ千葉支部

企画総務グループ ☎ 043-308-0522

▶ 健康診断を受けましょう

協会けんぽでは、加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診を実施しております。健診は、疾病の予防や早期発見に欠かせないものであり、日頃の生活習慣を見直すチャンスでもあります。健診費用の一部を協会けんぽが補助しておりますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう！なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬頃にご自宅へお送りいたします。

▶ 問合せ 協会けんぽ千葉支部

健診専用ダイヤル ☎ 043-308-0525

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で申請により一定の障がいがあると認定された方が加入する医療保険制度です。75歳になる前月に保険証を郵送します。

▶ 令和3年度の後期高齢者医療保険料率について

保険料額は、令和2年1月から令和2年12月の所得を基に7月に決定し、7月中旬頃に皆様に通知します。保険料は「均等割額」（年額43,400円）と「所得割額」の合計で計算します。

※所得割額を決める所得割率＝8.39%、保険料の限度額＝64万円

▶ 保険料の支払い方法

年金からの引き落とし（特別徴収）と納付書・口座振替による納付（普通徴収）があります。

▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113